

「法人需要家」の使用量照会時の 本人確認方法について

平成27年9月17日

▶ 過去経緯（昨年7/31 準備組合時の第11回スイッチング作業会での議論）

電力各社現行の本人確認方法である、**データ提供依頼書兼委任状**（以降、委任状）を中心とした議論となったが、下記の通り、**公印有無**の観点で小売、送配電の双方で意見が分かれ、互いに譲歩なく平行線となり、現時点でも確定に至っていない。

<小売事業者見解>

- 公印をもらう需要者側社内手続きが煩雑であり、**公印なし**の委任状を認める方向でお願いしたい。

<送配電側見解>

- 使用量データを管理する送配電側として、現状より緩い本人確認とすることは考えにくいいため、現行同様 **公印あり**のデータ提供依頼書兼委任状での確認方法としたい。

<当時の準備組合見解>

- システムの運用ができないような方法であれば避けたいが、引き続き検討する。



▶ 広域機関として現時点での見解

- 低圧需要家では免許証や保険証等で整理されたが、それらに準ずるものとして、法人向けに委任状を解釈した場合、現行の仕組みより緩い **「公印なし」の委任状で公的な証明力があるとは考えにくい**。
- 使用量情報は低圧需要家で「個人情報」扱いであり、法人需要家にとっても **「社外秘情報」に該当する**と思料。公印なしの委任状で簡易に使用量照会やスイッチングを許すルールとすると、**情報漏えいなどのリスクが高まり非常に危険**ではないか。
- 社内手続きが煩雑とのことだが、会社規模に応じた単位（大規模は部門単位など）で取得可能であるケースも多々あると想定され、**全事業者で必ずしも煩雑な手続きとはならない**のではないかと。

現行同様「公印あり」の委任状で運用してはどうか